

佐賀県告示第三十号

庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成二年佐賀県告示第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月六日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第一項第六号二中「供与するなど、直接的若しくは」を「供与する等直接的又は」に改め、同項第七号中「からへまで」を「及び口」に改める。

様式第三号中「もし、下記の」を「もし、次の」に、「次に」を「次の(2)及び(3)に」に、「併与するなど、直接的若しくは」を「供与する等直接的又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程の規定により提出されている入札参加資格審査申請書は、この告示による改正後の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程の規定により提出された入札参加資格審査申請書とみなす。